

平成21年12月11日

国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案（第2次案の補足）

第2 契約上の債務に関する訴えの管轄権

7 海事に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、海難救助に関する訴えについて、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- 〔③ 日本の裁判所は、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、その船舶が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。〕

（補足説明）

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて規律を設けるかについては、前回の部会において、規律を設ける実務上の必要性があるとの意見が出された。

そこで、海事関係の実務について、事務当局において更に調査したところ、以下のような点も考慮する必要があると考えられる。

すなわち、例えば船舶先取特権に基づいて担保権実行手続を開始した場合に、船舶所有者、あるいは船舶運行者は、船舶債権不存在確認の訴えを本案として船舶航行許可の仮処分の申立てをし、又は、同仮処分の申立てと同時に船舶債権不存在確認の訴えを提起することがある。この場合、船舶が日本にあるときに日本の裁判所が管轄権を有するという規律があれば、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

このような実務上の必要性のほか、船舶債権その他船舶を担保とする債権については、一般的に担保の目的物がある場合に国際裁判管轄を認めることによる弊害と

して指摘された人的担保の問題も存在しないことや、船舶については差押え後に、管理費等の問題もあり差押えから解放し、その後訴えを提起することもあることに照らすと、財産権上の訴え一般について担保の目的物がある場合に管轄権を認める場合とは異なる取扱いをすることも合理性があると考えられる。

以上のような理由から、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、本文③のような規律を置くこととしてはどうか。